



赤い羽根
共同募金

H29.10

赤い羽根共同募金助成

平成 30 年度の助成対象団体を公募します。

滝上町共同募金委員会では、地域福祉の推進を図るための社会福祉活動（以下「地域福祉活動」といいます。）に取り組み、滝上町の未来に輝きを与える民間団体を応援するため、赤い羽根共同募金の寄付金を財源とした「公募」による事業費助成を行います。

【助成の対象団体】

☆ 滝上町内に所在し現在まで継続的に活動しており、設立して1年以上が経過している「住民団体・グループ」が対象です。ただし、次の要件を備えていることが必要です。

◎ 法人格の有無は問いませんが、団体の規約等を備えていること。

◎ 活動計画、予算、決算が整備されていること。

◎ 「自主性」「非営利」「公開」の原則を満たしていること。

・自主性 ～ 特定の企業、政党、宗教団体等から独立し運営されていること

・非営利 ～ その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと

・公開 ～ 活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開すること

◎ 共同募金の趣旨について理解・共感し、この運動に積極的に参画・推進すること。

【助成の対象事業】

☆ 地域福祉活動及びその他の社会福祉を目的とする事業が対象です。

（例示）

- ・高齢者が地域で安心して暮らすために支援する事業
- ・障がい者（児）の社会参加や地域生活を支援する事業
- ・地域における児童や子育て家庭を支援する事業
- ・町民相互の交流を促進する事業

<うらへ続く>

【助成対象事業の期間】

☆ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われる事業が対象です（事業終了後に所定の報告書を提出していただきます。）。

【助成の対象経費及び助成額】

☆ 助成による事業を実施するうえで必要な範囲の経費が対象です。

※ 団体の維持・運営のための経費は対象外。

☆ 1団体10万円を限度とし、単年度の助成とします（原則）。

【決定・助成の実施】

☆ 本会理事会において応募内容を審査し、「助成対象団体・グループ」及び「助成額」を決定します。

☆ 決定の通知 ～ 平成30年4月

☆ 助成金の支払 ～ 決定通知から1か月以内

【応募方法・応募期間】

☆ 助成申請書に必要な事項を記入して応募します。

（助成申請書は共同募金委員会に備えてあります。電話を頂ければ郵送します。）

☆ 応募期限 平成29年11月20日（月）必着

【問合せ先】

099-5541 滝上町濁川中央

滝上町地域サポートセンター ウエル内

滝上町共同募金委員会

☎ (0158) 29-3390



おかげさまで70周年